

川崎市緊急通報システム事業(自宅設置型)の御案内

ひとり暮らし等の高齢者に、発作が起きたとき等に備え、緊急時の連絡体制を確保し、安全で快適な在宅生活を過ごせるように支援します。



1 対象者

65歳以上の在宅高齢者で次の要件に全て該当する方

※ 75歳以上のひとり暮らしの方は①の要件に該当しなくても緊急ペンダントのみの基本サービスを利用できます。

① 心臓疾患、高血圧等の慢性疾患等のため、日常生活に注意を要する方

日常生活に注意を要する方とは、発作等で生命に関わる容態の急変が予測され、発作等が起きた場合に自力で救急車を呼ぶことが困難であり、緊急通報システムを利用して救急車出動の対応が必要と考えられる方です。

★服薬等により状態が安定している方、転倒の危険性があるのみの方、ひとり暮らしで今後の生活が不安という方は、対象となりません。

② ひとり暮らし又は同居人が重度の要介護者である方、日中独居の方

サービス付き高齢者向け住宅において、有料老人ホームと同様のサービスを受けている方は施設入所とみなしますので、この事業を利用することはできません。

2 サービス内容

① **基本サービス**：緊急ペンダントを使い、24時間365日体制で緊急時の対応を行います（緊急ペンダントは屋外では使用できません）。

② **付加サービス**：火災センサー・ガスセンサー・生活リズムセンサーを追加できます。



※ このサービスには、電話回線（単独NTTアナログ回線が基本）が必要となります。申請の際には御自宅の電話回線を確認してください。

※ 借家の場合には、家屋所有者の「設置承諾書」が必要です。

※ **緊急事態に備えて、合鍵を事業者に預けていただきます。**

緊急事態の対応の際に住宅等の一部に破損が生じた場合、川崎市及び事業者は責任を負いませんので、御承知おきください。

※ 機器のメンテナンスを行うため、電話通話料がかかる場合があります。

※ **「携帯型」緊急通報システムとの重複利用はできません。**

3 利用の申請

利用を希望する方は、担当地区の地域包括支援センター、各区高齢・障害課又は各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当に相談及び申請してください。利用する事業者は申請者又は利用者を選んでいただきます。ただし、必ずしも選んだ事業者で利用開始できるわけではありません。

4 利用の決定

申請後、サービス利用に該当すると判断された方に決定通知書が届きます。後日、事業者がシステムの設置確認・工事に伺います。

5 変更と廃止

入院や施設入所等で1か月以上不在となる場合等、これまでの状況に変更が生じた場合は速やかに連絡をお願いいたします。対象要件を満たさないまま利用を継続した場合、該当期間の利用料が全額利用者負担となりますので御注意ください。

5 利用料

利用者世帯の階層区分	利用料(月額)	
	緊急ペンダントのみ	付加サービス付き
生活保護法による被保護世帯		
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
減免（市民税非課税世帯で、かつ生活困窮者） ※川崎市在宅福祉サービス利用負担額減額事業実施要綱に基づく減額対象者	210円	255円
市町村民税非課税世帯	420円	510円
市町村民税本人非課税	1,020円	1,270円
市町村民税課税	3,670円	4,580円

※階層区分は毎年8月に見直します。ただし、年度途中でも、修正申告等により階層区分に変更があった場合など、利用料負担額が変わる場合があります。

※消費税改定等の際は、利用料が変わります。

6 申請窓口・問合せ

地域包括支援センター又はお住まいの各区・地区の窓口へ

区役所・地区健康福祉ステーション	住 所	電 話
川崎区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	川崎区東田町8	201-3080
大師地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当	川崎区東門前2-1-1	271-0157
田島地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当	川崎区鋼管通2-3-7	322-1986
幸区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	幸区戸手本町1-11-1	556-6619
中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	中原区小杉町3-245	744-3217
高津区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	高津区下作延2-8-1	861-3255
宮前区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	宮前区宮前平2-20-5	856-3242
多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	多摩区登戸1775-1	935-3266
麻生区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	麻生区万福寺1-5-1	965-5148

(令和5年4月)